

新しい介護予防・日常生活支援総合事業について

1 新しい総合事業について

(1) 新しい総合事業の趣旨

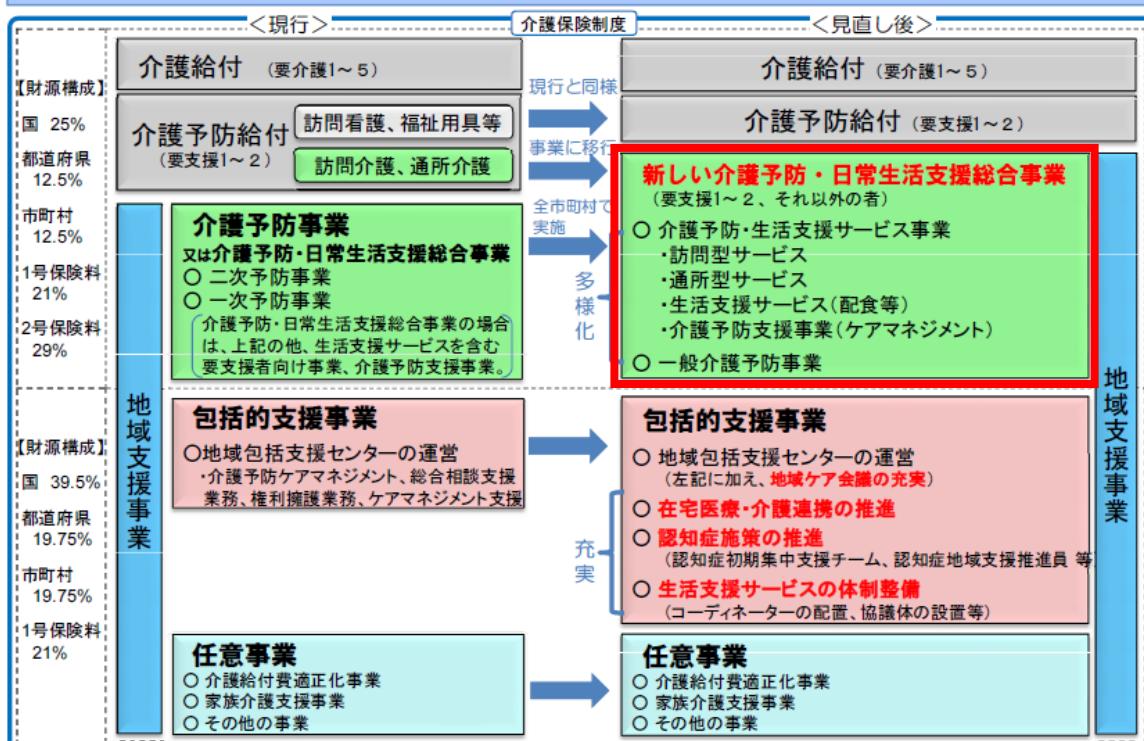
新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新しい総合事業」という。）は、要支援者の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護（以下「介護予防訪問介護等」という。）を、市町村が実施する地域支援事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限生かしつつ、介護予防訪問介護等と住民等による多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みとして、平成27年4月1日に施行される改正介護保険法の中に位置づけられたものである。

＜介護予防・日常生活支援総合事業について＞

- 平成24年度の介護保険法改正により、市町村の判断により、地域の実情に応じて、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対し、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供する「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設された。
- 事業の実施は市町村の判断に委ねられるものであり、本市においては、財政面への影響や安定的な事業運営を確保するために、引き続き詳細な分析を行う必要があるとして、現時点では実施していない。

8

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



(出典：平成26年7月28日 全国介護保険担当課長会議資料)

(2) 新しい総合事業を構成する各事業の内容及び対象者

新しい総合事業は、①介護予防訪問介護等を移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、②第1号被保険者に対して体操教室等の介護予防を行う「一般介護予防事業」からなる。

2 総合事業を構成する各事業の内容及び対象者

(1) 介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業) (P13~)

- 対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。
①要支援認定を受けた者
②基本チェックリスト該当者(事業対象者)

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

- ※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
※ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

(2) 一般介護予防事業 (P14~)

- 対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

5

(出典：平成26年7月28日 全国介護保険担当課長会議資料)

(3) サービスの類型

- 要支援者等の多様な生活支援ニーズに対して、新しい総合事業により多様なサービスを提供していくためには、市町村が中心となり、その地域の実情に応じて、新しい総合事業によるサービスを類型化し、それに合わせた基準や単価等を定める必要がある。
- 多様化するサービスの典型的な例として国から示されたものは次のとおりであり、市町村においては、これらを参考にしつつ、その地域の実情に応じて、そのサービス提供の在り方について検討することとされている。

ア 訪問型サービス

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するもの(①「訪問介護」と、それ以外の多様なサービスからなる)。
- 多様なサービスについては、主に次のサービス類型が想定されている。
 - ・ 主に雇用されている労働者により提供される緩和した基準によるサービス(②「訪問型サービスA」)
 - ・ 有償・無償のボランティア等により提供される、住民主体による支援(③「訪問型サービスB」)

- ・ 保健・医療の専門職により提供される支援で、3～6箇月の短期間で行われるもの (④「訪問型サービスC」)
- ・ 介護予防・生活支援サービスと一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援 (⑤「訪問型サービスD」)

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる	
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

(出典：平成26年7月28日 全国介護保険担当課長会議資料)

イ 通所型サービス

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するもの (①「通所介護」と、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、主に次のサービス類型が想定されている。
 - ・ 主に雇用されている労働者により提供される、又は労働者とともにボランティアが補助的に加わった形により提供される、緩和した基準によるサービス (②「通所型サービスA」)
 - ・ 有償・無償のボランティア等により提供される、住民主体による支援 (③「通所型サービスB」)
 - ・ 保健・医療の専門職により提供される支援で、3～6箇月の短期間で行われるもの (④「通所型サービスC」)

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス			
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)	
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム	
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施		
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

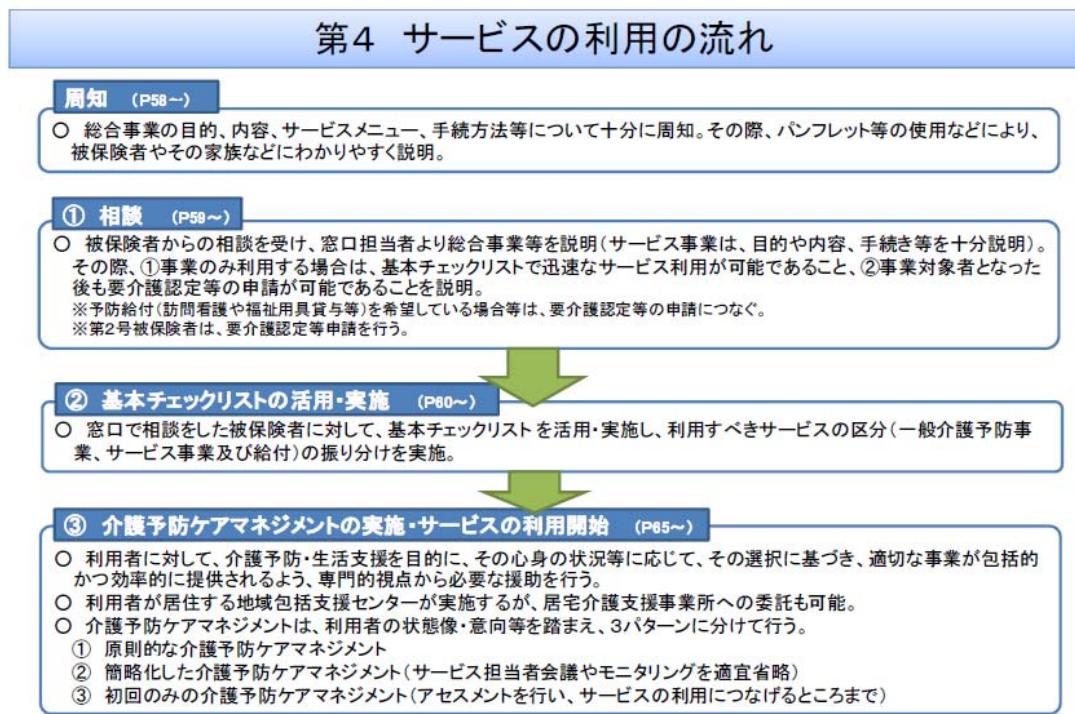
(出典：平成26年7月28日 全国介護保険担当課長会議資料)

ウ その他の生活支援サービス

その他の生活支援サービスは、次の3つのサービスが予定されている。

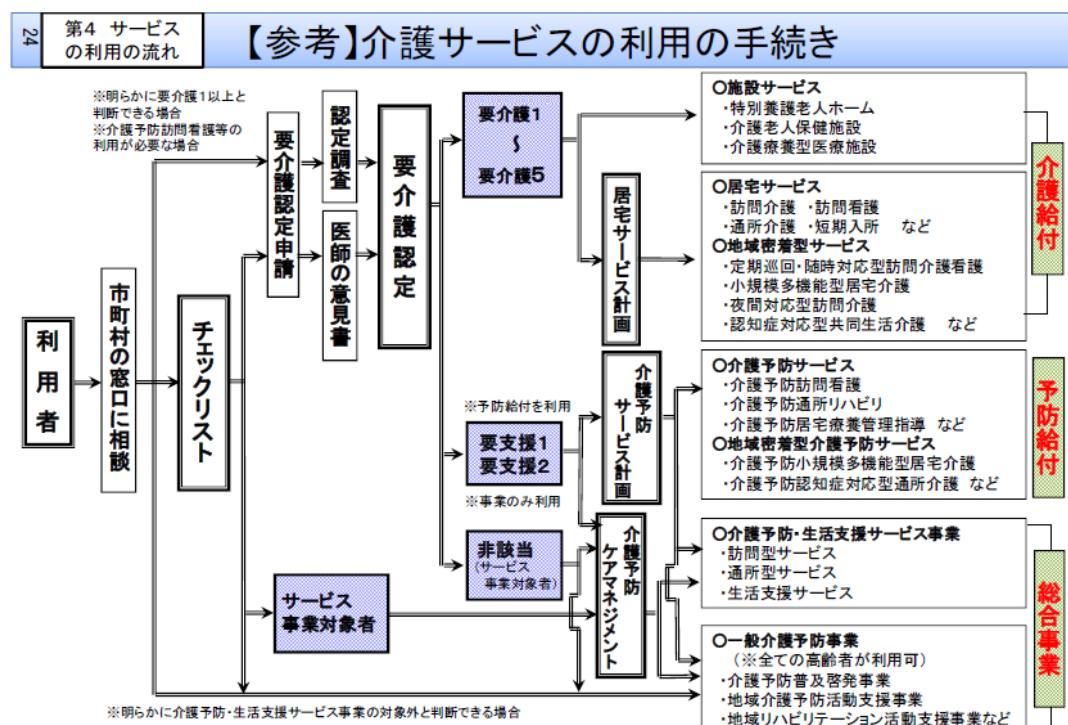
- ① 栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りとともにを行う配食等
- ② 住民ボランティア等が行う訪問による見守り
- ③ その他、訪問型サービス、通所型サービスに準ずる生活支援であって、地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして市町村が定める生活支援（訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供等）

＜参考＞サービス利用の流れ



23

（出典：平成26年7月28日 全国介護保険担当課長会議資料）



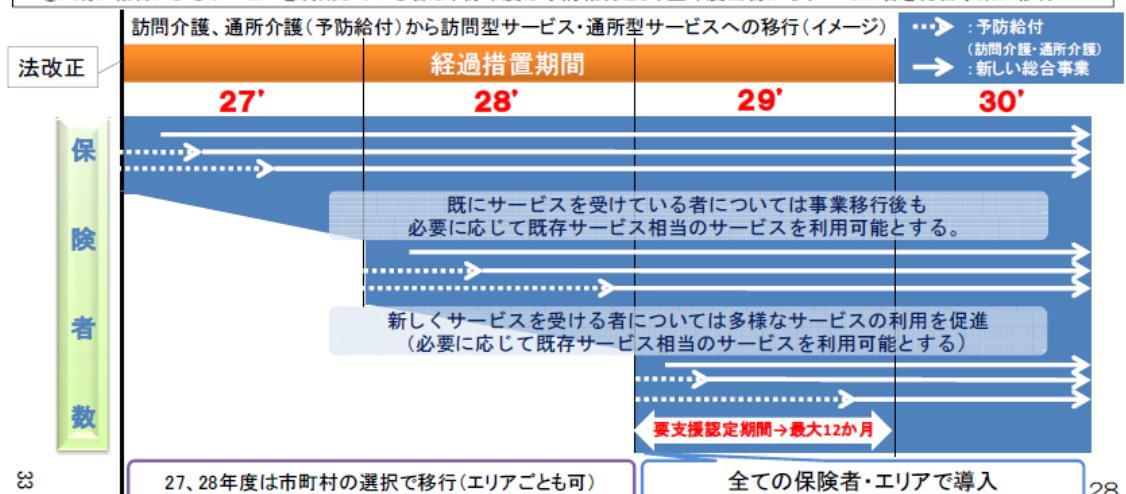
（出典：平成26年7月28日 全国介護保険担当課長会議資料）

(4) 新しい総合事業への円滑な移行

多様なサービスについては、新たに地域支援事業に設けられた生活支援体制整備事業等により充実を図ることとされている。しかし、そのサービスの充実には一定の時間がかかること、新しい総合事業への円滑な移行のための準備期間が必要なこと等を踏まえ、平成27年4月施行とされている新しい総合事業の実施については、市町村において条例で定める場合には、その実施を平成29年4月まで猶予することができるものとされている。

第7 総合事業への円滑な移行 (P128~)

- 市町村が条例で定める場合は、総合事業の実施を平成29年4月まで猶予可能。
- 市町村は、できる限り早期から新しい総合事業に取り組む。一方で、受け皿の整備等のため、一定の時間をかけて、総合事業を開始することも選択肢。
※ 総合事業の実施を猶予する場合も、総合事業の実施猶予の趣旨を踏まえ、現在から着実に受け皿の整備を行うよう努めることが適当。
<段階的な実施例>
 - ① エリアごとに予防給付を継続（【例】広域連合の市町村ごと）
 - ② 初年度は総合事業によるサービスの利用を希望する者以外は予防給付を継続
 - ③ 既に給付によるサービスを利用している者は、初年度は予防給付とし、翌年度当初からすべての者を総合事業に移行



（出典：平成26年7月28日 全国介護保険担当課長会議資料）

2 新しい総合事業実施に向けた本市の考え方について（案）

(1) 実施に向けた準備行為等

介護予防訪問介護等を地域支援事業に移行し、新しい総合事業として実施するためには、その準備のために、あらかじめ次のような様々な取組を要することが想定される。

ア 事業スキームの構築等

国から示されるガイドラインを踏まえ、本市における新しい総合事業の事業スキームの構築、サービスの基準・単価・利用者負担の設定 等

イ サプライ調査の実施による生活支援サービスの現況把握

市内で実施されている高齢者医療・介護・福祉に係るサービス・資源を把握するため現在本市が実施している「日常生活圏域における生活支援サービスの現況調査（サプライ調査）」の調査結果の分析及び活用

ウ 介護サービス事業者への参入意向調査

既存の介護サービス事業者に対し、新しい総合事業への参入意向を確認するための調査の実施

エ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

地域住民をはじめ多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスが提供されるための基盤整備を促進するため、次の取組を推進

- 地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保
- 関係者間の情報共有やサービス提供主体間の連携体制づくり
- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング 等

オ 効果的なケアプランの検証

現行の介護予防ケアプランの分析等による効果的なケアプランの検証

カ 給付管理のための介護保険システムの改修

新しい総合事業の実施に伴い、給付と事業を一体的に管理できるようにするための介護保険システムの改修

キ 十分な周知期間の確保

新しい総合事業の実施に伴い、要支援者等利用者や介護サービス事業者に混乱を招かないよう、十分な周知期間の確保

(2) 実施時期等

- 新しい総合事業の実施時期の検討に当たっては、次の点を考慮する必要がある。
 - ・ 国から示されるガイドラインの詳細を踏まえた事業スキームの構築や、住民主体の支援等の多様なサービス提供体制の整備等、あらかじめ様々な事項に取り組むこと。
 - ・ 本市においては、平成27年度から、新たな体系による地域ケア会議を本格実施することとして検討を進めており、平成25年12月に実施した「高齢者の生活と健康に関する調査」の調査結果等も活用しつつ、多職種間の協働により、解決すべき地域課題を明らかにするとともに、その解決のための地域づくり・資源開発等に取り組むこと。

⇒ このように、新しい総合事業は、要支援者等利用者に安心してサービスを利用していただけるよう、事業の円滑な実施に向け、他都市の動向も注視しつつ、十分に時間をかけて準備に取り組む必要があることから、新しい総合事業の実施は、経過措置期間を活用し、平成29年4月からとしたい。

- なお、経過措置を活用する場合は、実施時期について市会の承認を得て条例に定める必要があることから、介護保険条例の改正案について、平成27年2月市会までに市会に提案する必要がある。

(3) 移行スケジュール（案）

	第6期プラン			第7期プラン
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新しい介護予防・日常生活支援総合事業	準備期間 (経過措置期間)			新しい総合事業に移行
介護予防訪問介護 介護予防通所介護	・第6期中は介護予防訪問介護等を継続 ・平成29年度末で介護予防訪問介護等は終了			
地域ケア会議の新体系	本格実施			
移行に向けた準備行為	・事業スキームの構築、サービス類型に応じた基準・単価等の設定 ・地域住民をはじめ多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスが提供されるための基盤整備を促進 ・新しい総合事業の実施に関する市民・事業者等への十分な周知期間の確保等	・事業移行後も必要に応じた体制整備を図る		

※ 既にサービスを受けている方については、事業移行後も必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用可能

※ 新しくサービスを受ける方については、多様なサービスの利用を促進（必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用可）